

令和6年度(2024年度)介護サービス提供基盤等整備事業費補助金 交付要綱 新旧対照表【別表1】

新			旧			改正理由	
介護サービス提供基盤等整備事業費補助金(道事業)の補助基準額等一覧表			介護サービス提供基盤等整備事業費補助金(道事業)の補助基準額等一覧表			国の要領改正による単価改正	
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業				
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費		
① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)		特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。)に必要と認められた整備を含む。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)		特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。)に必要と認められた整備を含む。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
特別養護老人ホーム	1,330 千円 × 定員数		特別養護老人ホーム	1,230 千円 × 定員数			
介護老人保健施設			介護老人保健施設				
介護医療院			介護医療院				
養護老人ホーム			養護老人ホーム				
軽費老人ホーム			軽費老人ホーム				
② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護老人保健施設 66,000 千円 × 施設数 介護医療院 66,000 千円 × 施設数 養護老人ホーム 2,820 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護老人保健施設 61,000 千円 × 施設数 介護医療院 61,000 千円 × 施設数 養護老人ホーム 2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
介護老人保健施設	66,000 千円 × 施設数		介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数			
介護医療院	66,000 千円 × 施設数		介護医療院	61,000 千円 × 施設数			
養護老人ホーム	2,820 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護老人保健施設 66,000 千円 × 施設数 介護医療院 66,000 千円 × 施設数 養護老人ホーム 2,820 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備(政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護老人保健施設 61,000 千円 × 施設数 介護医療院 61,000 千円 × 施設数 養護老人ホーム 2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。
介護老人保健施設	66,000 千円 × 施設数			介護老人保健施設			61,000 千円 × 施設数
介護医療院	66,000 千円 × 施設数	介護医療院		61,000 千円 × 施設数			
養護老人ホーム	2,820 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	養護老人ホーム		2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。			

新			旧			改正理由	
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			国の要領改正による単価改正及び事業の一部廃止	
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費		
① 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			① 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増築（床）、改築増改築の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増築（床）、改築、増改築若しくは、 <u>介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換</u> の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。		
介護老人保健施設			介護老人保健施設				
介護医療院			介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム	4,960 千円 × 施設数		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,580 千円 × 施設数			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）				訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）
			<u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。また、介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）</u>				
			介護老人保健施設	239 千円 × 定員数 (<u>転換前床数</u>)			
			介護医療院				
			ケアハウス				
			有料老人ホーム				
			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
			認知症高齢者グループホーム				
			小規模多機能型居宅介護事業所				
			看護小規模多機能型居宅介護事業所				
			生活支援ハウス				
			サービス付き高齢者向け住宅				

新	旧	改正理由																
<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 (政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)</p> <table border="1" data-bbox="172 352 1299 1734"> <tr> <td data-bbox="172 352 587 422">特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室</td> <td data-bbox="587 352 890 1734" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">496 千円 × 定員数</td> <td data-bbox="890 352 1299 1734" rowspan="6"> <p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 422 587 455">介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 455 587 489">介護医療院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 489 587 558">ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 558 587 592">養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 592 587 1734">介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	496 千円 × 定員数	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) 	介護老人保健施設	介護医療院	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	養護老人ホーム	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 (政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)</p> <table border="1" data-bbox="1412 352 2540 1734"> <tr> <td data-bbox="1412 352 1828 422">特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室</td> <td data-bbox="1828 352 2131 1734" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">458 千円 × 定員数</td> <td data-bbox="2131 352 2540 1734" rowspan="6"> <p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 422 1828 455">介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 455 1828 489">介護医療院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 489 1828 558">ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 558 1828 592">養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 592 1828 1734">介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	458 千円 × 定員数	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) 	介護老人保健施設	介護医療院	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	養護老人ホーム	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	<p>国の要領改正による単価改正</p>
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	496 千円 × 定員数			<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) 														
介護老人保健施設																		
介護医療院																		
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)																		
養護老人ホーム																		
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)																		
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	458 千円 × 定員数	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外) 																
介護老人保健施設																		
介護医療院																		
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)																		
養護老人ホーム																		
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)																		

新	旧	改正理由																																																																																		
(3) (略)	(3) (略)	国の要領改正による単価改正及び事業の一部廃止																																																																																		
<p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 319 629 352">1 区分</th> <th data-bbox="629 319 943 352">2 交付基準額</th> <th data-bbox="943 319 1305 352">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 352 629 520"> <p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設に限る)</p> </td> <td data-bbox="629 352 943 520"></td> <td data-bbox="943 352 1305 520"> <p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 520 629 827"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 554 629 625">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="629 554 943 625">・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 629 722">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="629 625 943 722">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 722 629 827">介護医療院</td> <td data-bbox="629 722 943 827"><u>2,820</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="629 520 943 827"></td> <td data-bbox="943 520 1305 827"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 827 629 1029"> <p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p> </td> <td data-bbox="629 827 943 1029"><u>865</u> 千円 × 整備床数</td> <td data-bbox="943 827 1305 1029"></td> </tr> </tbody> </table>	1 区分		2 交付基準額	3 対象経費	<p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設に限る)</p>		<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 554 629 625">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="629 554 943 625">・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 629 722">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="629 625 943 722">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 722 629 827">介護医療院</td> <td data-bbox="629 722 943 827"><u>2,820</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数	介護老人保健施設	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	介護医療院	<u>2,820</u> 千円 × 整備床数			<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p>	<u>865</u> 千円 × 整備床数		<p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1412 319 1869 352">1 区分</th> <th data-bbox="1869 319 2184 352">2 交付基準額</th> <th data-bbox="2184 319 2546 352">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1412 352 1869 520"> <p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設、<u>介護療養型医療施設においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設</u>に限る)</p> </td> <td data-bbox="1869 352 2184 520"></td> <td data-bbox="2184 352 2546 520"> <p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 520 1869 856"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 533 1869 562">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 562 1869 592">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562">・「個室→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 592 1869 621">介護医療院</td> <td data-bbox="1869 562 2184 621"><u>1,300</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 621 1869 651"><u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 651 1869 680"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 680 1869 709"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 709 1869 739"><u>特別養護老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"><u>2,600</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 739 1869 768"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 768 1869 798"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1869 520 2184 856"></td> <td data-bbox="2184 520 2546 856"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 856 1869 1058"> <p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p> </td> <td data-bbox="1869 856 2184 1058"><u>800</u> 千円 × 整備床数</td> <td data-bbox="2184 856 2546 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1058 1869 1192"> <p>③ <u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</u> (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。また、<u>介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する場合についても対象とする。</u>)</p> </td> <td data-bbox="1869 1058 2184 1192"></td> <td data-bbox="2184 1058 2546 1192"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1192 1869 1289"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1205 1869 1234"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234">・創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1234 1869 1264"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1264 1869 1293"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1234 2184 1293"><u>2,440</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1869 1192 2184 1289"></td> <td data-bbox="2184 1192 2546 1289"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1289 1869 1386"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1302 1869 1331"><u>有料老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331">・改築</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1331 1869 1360"><u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1360 1869 1390"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1331 2184 1390"><u>3,020</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1869 1289 2184 1386"></td> <td data-bbox="2184 1289 2546 1386"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1386 1869 1482"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1398 1869 1428"><u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428">・改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1428 1869 1457"><u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1457 1869 1486"><u>生活支援ハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1428 2184 1486"><u>1,220</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1869 1386 2184 1482"></td> <td data-bbox="2184 1386 2546 1482"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1482 1869 1566"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1495 1869 1524"><u>サービス付き高齢者向け住宅</u></td> <td data-bbox="1869 1495 2184 1524"></td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1869 1482 2184 1566"></td> <td data-bbox="2184 1482 2546 1566"></td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	<p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設、<u>介護療養型医療施設においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設</u>に限る)</p>		<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 533 1869 562">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 562 1869 592">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562">・「個室→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 592 1869 621">介護医療院</td> <td data-bbox="1869 562 2184 621"><u>1,300</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 621 1869 651"><u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 651 1869 680"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 680 1869 709"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 709 1869 739"><u>特別養護老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"><u>2,600</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 739 1869 768"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 768 1869 798"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設	・「個室→ユニット化」改修	介護医療院	<u>1,300</u> 千円 × 整備床数	<u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u>		<u>介護老人保健施設</u>	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	<u>ケアハウス</u>		<u>特別養護老人ホーム</u>	<u>2,600</u> 千円 × 整備床数	<u>介護医療院</u>		<u>認知症高齢者グループホーム</u>				<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p>	<u>800</u> 千円 × 整備床数		<p>③ <u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</u> (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。また、<u>介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する場合についても対象とする。</u>)</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1205 1869 1234"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234">・創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1234 1869 1264"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1264 1869 1293"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1234 2184 1293"><u>2,440</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>介護老人保健施設</u>	・創設	<u>介護医療院</u>		<u>ケアハウス</u>	<u>2,440</u> 千円 × 転換前床数			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1302 1869 1331"><u>有料老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331">・改築</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1331 1869 1360"><u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1360 1869 1390"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1331 2184 1390"><u>3,020</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>有料老人ホーム</u>	・改築	<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>		<u>認知症高齢者グループホーム</u>	<u>3,020</u> 千円 × 転換前床数			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1398 1869 1428"><u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428">・改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1428 1869 1457"><u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1457 1869 1486"><u>生活支援ハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1428 2184 1486"><u>1,220</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>	・改修	<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>		<u>生活支援ハウス</u>	<u>1,220</u> 千円 × 転換前床数			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1495 1869 1524"><u>サービス付き高齢者向け住宅</u></td> <td data-bbox="1869 1495 2184 1524"></td> </tr> </table>	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u>		
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費																																																																																		
<p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設に限る)</p>		<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 554 629 625">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="629 554 943 625">・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 629 722">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="629 625 943 722">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 722 629 827">介護医療院</td> <td data-bbox="629 722 943 827"><u>2,820</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数	介護老人保健施設	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	介護医療院	<u>2,820</u> 千円 × 整備床数																																																																														
特別養護老人ホーム	・「個室→ユニット化」改修 <u>1,410</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
介護老人保健施設	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修																																																																																			
介護医療院	<u>2,820</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p>	<u>865</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費																																																																																		
<p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設、<u>介護療養型医療施設においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設</u>に限る)</p>		<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 533 1869 562">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 562 1869 592">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1869 533 2184 562">・「個室→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 592 1869 621">介護医療院</td> <td data-bbox="1869 562 2184 621"><u>1,300</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 621 1869 651"><u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 651 1869 680"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651">・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 680 1869 709"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 709 1869 739"><u>特別養護老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"><u>2,600</u> 千円 × 整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 739 1869 768"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 768 1869 798"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 621 2184 651"></td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設	・「個室→ユニット化」改修	介護医療院	<u>1,300</u> 千円 × 整備床数	<u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u>		<u>介護老人保健施設</u>	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	<u>ケアハウス</u>		<u>特別養護老人ホーム</u>	<u>2,600</u> 千円 × 整備床数	<u>介護医療院</u>		<u>認知症高齢者グループホーム</u>																																																																			
特別養護老人ホーム																																																																																				
介護老人保健施設	・「個室→ユニット化」改修																																																																																			
介護医療院	<u>1,300</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
<u>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</u>																																																																																				
<u>介護老人保健施設</u>	・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修																																																																																			
<u>ケアハウス</u>																																																																																				
<u>特別養護老人ホーム</u>	<u>2,600</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
<u>介護医療院</u>																																																																																				
<u>認知症高齢者グループホーム</u>																																																																																				
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p>	<u>800</u> 千円 × 整備床数																																																																																			
<p>③ <u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</u> (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。また、<u>介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する場合についても対象とする。</u>)</p>																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1205 1869 1234"><u>介護老人保健施設</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234">・創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1234 1869 1264"><u>介護医療院</u></td> <td data-bbox="1869 1205 2184 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1264 1869 1293"><u>ケアハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1234 2184 1293"><u>2,440</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>介護老人保健施設</u>	・創設	<u>介護医療院</u>		<u>ケアハウス</u>	<u>2,440</u> 千円 × 転換前床数																																																																														
<u>介護老人保健施設</u>	・創設																																																																																			
<u>介護医療院</u>																																																																																				
<u>ケアハウス</u>	<u>2,440</u> 千円 × 転換前床数																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1302 1869 1331"><u>有料老人ホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331">・改築</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1331 1869 1360"><u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></td> <td data-bbox="1869 1302 2184 1331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1360 1869 1390"><u>認知症高齢者グループホーム</u></td> <td data-bbox="1869 1331 2184 1390"><u>3,020</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>有料老人ホーム</u>	・改築	<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>		<u>認知症高齢者グループホーム</u>	<u>3,020</u> 千円 × 転換前床数																																																																														
<u>有料老人ホーム</u>	・改築																																																																																			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>																																																																																				
<u>認知症高齢者グループホーム</u>	<u>3,020</u> 千円 × 転換前床数																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1398 1869 1428"><u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428">・改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1428 1869 1457"><u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></td> <td data-bbox="1869 1398 2184 1428"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1457 1869 1486"><u>生活支援ハウス</u></td> <td data-bbox="1869 1428 2184 1486"><u>1,220</u> 千円 × 転換前床数</td> </tr> </table>	<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>	・改修	<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>		<u>生活支援ハウス</u>	<u>1,220</u> 千円 × 転換前床数																																																																														
<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>	・改修																																																																																			
<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>																																																																																				
<u>生活支援ハウス</u>	<u>1,220</u> 千円 × 転換前床数																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1442 1495 1869 1524"><u>サービス付き高齢者向け住宅</u></td> <td data-bbox="1869 1495 2184 1524"></td> </tr> </table>	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u>																																																																																			
<u>サービス付き高齢者向け住宅</u>																																																																																				

新		旧		改正理由														
<p>③ 介護施設等の看取り環境の整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</p> <table border="1"> <tr><td>特別養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>介護老人保健施設</td></tr> <tr><td>介護医療院</td></tr> <tr><td>養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>軽費老人ホーム</td></tr> <tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）</td></tr> </table>	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）	<p>4,130 千円 × 施設数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	<p>④ 介護施設等の看取り環境の整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</p> <table border="1"> <tr><td>特別養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>介護老人保健施設</td></tr> <tr><td>介護医療院</td></tr> <tr><td>養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>軽費老人ホーム</td></tr> <tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）</td></tr> </table>	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）	<p>3,820 千円 × 施設数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	<p>項番の修正及び国の要領改正による単価改正</p>
特別養護老人ホーム																		
介護老人保健施設																		
介護医療院																		
養護老人ホーム																		
軽費老人ホーム																		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）																		
特別養護老人ホーム																		
介護老人保健施設																		
介護医療院																		
養護老人ホーム																		
軽費老人ホーム																		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）																		
<p>④ 共生型サービス事業所の整備（政令指定都市・中核市以外に所在する広域型施設等に限る）</p> <table border="1"> <tr><td>通所介護事業所</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所</td></tr> </table>	通所介護事業所	短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所	<p>1,230 千円 × 事業所数</p>	<p>⑤ 共生型サービス事業所の整備（政令指定都市・中核市以外に所在する広域型施設等に限る）</p> <table border="1"> <tr><td>通所介護事業所</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所</td></tr> </table>	通所介護事業所	短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所	<p>1,130 千円 × 事業所数</p>											
通所介護事業所																		
短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所																		
通所介護事業所																		
短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所																		

新				旧				改正理由	
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				国の要領改正による単価改正、補助率の導入及び対象施設の一部削除	
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費			
政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。				政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。					
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業					
簡易陰圧装置設置経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (定員30人以上) 生活支援ハウス (定員30人以上)	5,100 千円 × 知事が認めた台数	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	簡易陰圧装置設置経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、 <u>介護療養型医療施設</u> (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (定員30人以上) 生活支援ハウス (定員30人以上)	4,710 千円 × 知事が認めた台数		簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上)	1,180 千円 × 1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、 <u>介護療養型医療施設</u> (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上)	1,090 千円 × 1 か所		感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (定員30人以上)	7,070 千円 × 1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (定員30人以上)	6,540 千円 × 1 か所		感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
家族面会室の整備等経費支援	生活支援ハウス (定員30人以上)	4,130 千円 × 施設・事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	家族面会室の整備等経費支援	生活支援ハウス (定員30人以上)	3,820 千円 × 施設・事業所		感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

新				旧				改正理由
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業				③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業				国の要領改正による単価改正、補助率の導入及び対象施設の一部削除
多床室の個室化経費支援事業	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所 (定員30人以上) 生活支援ハウス (定員30人以上)	1,160 千円 ×定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	多床室の個室化経費支援事業 特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、 <u>介護療養型医療施設</u> (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム (定員30人以上) 短期入所生活介護事業所 (定員30人以上) 生活支援ハウス (定員30人以上)	1,070 千円 × 定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

新				旧				改正理由
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業				(6) 介護職員の宿舎施設整備事業				国要領に準じた文言の整理
1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	4 補助率	
定員30名以上の広域型施設等 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る)				定員30名以上の広域型施設等 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る)				
特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。) 33㎡ ※ 上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。) 33㎡ ※ 上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	
介護老人保健施設				介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
介護医療院								
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)								
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)								